

東京都の最低賃金

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

東京都内には、次のとおりの最低賃金が決められています。
最低賃金法により、使用者は、効力発生日以降この最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



東京労働局
労働基準監督署

	最低賃金の名称	時間額 (円)	効力発生日	備考
地域別	東京都最低賃金	821	22.10.24	都内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下記の特定（産業別）最低賃金が適用される労働者には、特定（産業別）最低賃金額以上を支払わなければなりません。

特定（産業別）最低賃金	鉄 鋼 業	846	22.12.31	次の労働者には、左の最低賃金は適用されません。
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832	22.12.31	・18歳未満又は65歳以上の者
	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829	22.12.31	・雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの ・清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	832	22.12.31	・「業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業」の一部の作業に従事する者
	出 版 業	827	22.12.31	

● 最低賃金は「時間額」で表示されています。月給制、日給制、時間給制等すべての賃金形態に「時間額」が適用されます。

● 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される地域・産業の最低賃金が適用されます。

● 最低賃金には次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

● 最低賃金の確認方法

時間給以外は賃金額を時間当たりの金額に換算して比較します。

① 日給制（地域別最低賃金適用の場合）

日給 6,000 円 ÷ 7 時間 = 857.1 円（7 時間労働）
最低賃金（821 円）を上回っている。
日給 6,000 円 ÷ 8 時間 = 750 円（8 時間労働）
最低賃金を下回り改善が必要。

① 月給制

月 給 額

年間総所定労働時間数 ÷ 12 か月

この換算時間額が最低賃金以上であること。

* 日によって定められた賃金（日給制）については、その金額を1日の所定労働時間数で除した金額と最低賃金額を比較します。

* 月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数で除した金額と最低賃金額を比較します。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課(03-3512-1614 直通)又は最寄りの労働基準監督署まで

東京労働局ホームページ

www.roudoukyoku.go.jp

【平成 22 年度 全国地域別最低賃金一覽】

地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日	地域	金額	発効日
北海道	691	10/15	青森	645	10/28	岩手	644	10/30	宮城	674	10/24
秋田	645	10/31	山形	645	10/29	福島	657	10/22	茨城	690	10/16
栃木	697	10/7	群馬	688	10/9	埼玉	750	10/16	千葉	744	10/24
東京	821	10/24	神奈川	818	10/21	新潟	681	10/21	富山	691	10/24
石川	686	10/29	福井	683	10/21	山梨	689	10/17	長野	693	10/29
岐阜	706	10/17	静岡	725	10/14	愛知	745	10/22	三重	714	10/16
滋賀	706	10/21	京都	749	10/17	大阪	779	10/15	兵庫	734	10/17
奈良	691	10/24	和歌山	684	10/29	鳥取	642	10/30	島根	642	10/24
岡山	683	11/5	広島	704	10/28	山口	681	10/29	徳島	645	10/16
香川	664	10/16	愛媛	644	10/27	高知	642	10/27	福岡	692	10/22
佐賀	642	10/29	長崎	642	11/4	熊本	643	11/5	大分	643	10/24
宮崎	642	11/4	鹿児島	642	10/28	沖縄	642	11/5	金額は時間額(円)		

※ 上記、地域別最低賃金の効力発生日は全て平成 22 年です。

【近隣の特定（産業別）最低賃金一覽】

最低賃金の名称	時間額(円)	効力発生日
塗料製造業	865	H22.12.20
鉄鋼業	851	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	821	
ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	844	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	836	
輸送用機械器具製造業	839	
自動車小売業	836	

お問い合わせは 045(211)7354 神奈川労働局労働基準部賃金課まで

最低賃金の名称	時間額(円)	効力発生日
調味料製造業	806	H22.12.25
鉄鋼業	846	
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	823	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	824	
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具、理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	808	
各種商品小売業	782	
自動車（新車）小売業	815	

お問い合わせは 043(221)2328 千葉労働局労働基準部賃金室まで

最低賃金の名称	時間額(円)	効力発生日
塗料製造業	846	H22.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	789	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	789	
自動車・同附属品製造業	793	
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	789	
各種商品小売業	755	

お問い合わせは 028(634)9109 栃木労働局労働基準部賃金室まで

最低賃金の名称	時間額(円)	効力発生日
非鉄金属製造業	817	H22.12.9
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	821	
輸送用機械器具製造業	832	
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	829	
各種商品小売業	790	
自動車小売業	831	

お問い合わせは 048(600)6205 埼玉労働局労働基準部賃金室まで

最低賃金の名称	時間額(円)	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	789	H22.12.24
自動車・同附属品製造業	798	H23.1.5

お問い合わせは 055(225)2854 山梨労働局労働基準部賃金室まで

最低賃金の名称	時間額(円)	効力発生日
鉄鋼業	793	H22.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	778	
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	772	
各種商品小売業	744	

お問い合わせは 029(224)6216 茨城労働局労働基準部賃金室まで

最低賃金の名称	時間額(円)	効力発生日
製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	795	H22.12.25
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	784	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	782	
輸送用機械器具製造業	784	

お問い合わせは 027(210)5005 群馬労働局労働基準部賃金室まで

◇なお、同名の特定（産業別）最低賃金でも、県によって対象が異なることがありますので、詳細は各局賃金課・室までお問い合わせください。